

「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」報告書概要

1. 政策医療を提供する病院としての在り方

- 国立病院と労災病院は、国が医療政策や労災補償政策上必要と判断した事業について、引き続き率先して実施すべき。また、臨床研究の実施、エビデンス・診療指針等の策定や外部への発信など、国の医療政策や労災補償政策を総合的に支える病院であるべきで、そのためには、病院ネットワークの枠組は不可欠。
- 政策医療の範囲は、固定的に捉えず、時宜に応じて検討していく必要がある。
- 臨床技能の維持・向上や、医師等の確保・養成、さらには地域の医療水準の向上という観点からも、政策医療の提供のみならず一般医療を併せて提供していくことが不可欠。

2. 公的病院としての在り方

- 両病院は、4疾病5事業等を中心に民間病院では提供することが困難な医療の提供、医師の養成等を行っている。今後とも、政策医療を提供するだけでなく、一般医療も含め、地域の医療機関との連携を強化し、地域の患者サービスや医療水準の向上・発展に寄与すべき。

3. 両法人の統合

- 両法人の統合については、メリットは運用で対応することが可能な部分があるが、一方、デメリットや仮に統合しようとする場合の懸案・課題は短時間では解消することが難しいことから、直ちに統合することは困難。このため、まずは、両法人間の連携方策をより強化することにより、法人統合を行う場合と同様の効果を目指していくことが適当。

【メリット】

- ・ 本部管理部門の一定のスリム化が可能
- ・ 医薬品や医療機器等のより円滑な共同購入の実施
- ・ 臨床例や調査のデータ量の増加による臨床研究への効果、両病院間の診療連携の円滑化等

【デメリット】

- ・ 組織の肥大化によるガバナンスの低下や機動的な対応等の遅れへの懸念
- ・ 目的や成り立ち等が異なる組織の統合による組織の混乱や職員の士気の低下等
- ・ 両法人の目標と到達状況が異なっている中で、統合により、国立病院の黒字が労災病院の赤字を補填することのモラルハザード

【法人統合の課題】

- ・ 職員の給与水準、加入している社会保険制度等が異なるため、労働条件を統一するための労使間の調整
- ・ 労働者健康福祉機構が抱える累積欠損金の取扱いの調整
- ・ 経営状況が異なる病院間の財政調整をはじめとする組織管理手法の一元化、各種システムの一元化又は再構築等

- 将来の統合も視野に入れた両法人の在り方について、社会情勢の変化、医療ニーズの変化等を踏まえて、引き続き検討していくことが必要。

4. 個別病院の再編・整理

- 個別病院の再編・整理は、地域医療の中で考えるべき問題であり、他の設置主体も含めた地域医療の中での当該病院の役割、位置づけなどを踏まえて、個別に慎重に検討すべき。
- 国立病院と労災病院は、各々が政策医療や地域医療で必要な役割を担っている。

5. 両法人の連携の強化

- 法人統合を行う場合と同様の効果を目指して、医薬品や医療機器等の共同購入、治験の共同実施、診療情報等のシステムの相互利用、医学的知見や症例データの共有化、人事交流などについて、両法人間の連携の推進、強化が重要。
- 地域において、国立病院と労災病院だけでなく、他の設置主体の医療機関も含め、患者の紹介・逆紹介等を通じて医療機関間の連携を強化していくことが必要。
- メンタルヘルス対策、作業関連疾患・過労死予防、就業と治療の両立支援など、労災病院だけでなく国立病院でも取り組めるテーマについて、症例データの共有化など連携して取り組んでいくことが必要。

6. 財政支援の在り方

- 政策医療に対する財政支援については、両法人は、今後も引き続き、診療収入の増加等に努めるものとするが、それでもなお不足する部分について、財政支援の目的、範囲等を明確にして効率的に行うべき。

7. その他考慮すべき事項

- 両法人が、それぞれの役割を着実に果たしていくためには、医師、看護師等の人材確保や経営の安定化は重要であることから、医師確保等に直結する国家公務員に準拠した給与水準や総人件費改革の一律の適用、更には経営努力認定の基準等に係る問題の解決に取り組む必要がある。
- 労災病院については、政策医療の強化を図るとともに、平成28年度までを目途に繰越欠損金の解消を着実に進めるため、ガバナンスの一層の強化を図り、職員の意識改革、収入・支出対策、労働条件の見直し、適正な投資水準の確保などの経営改革を通じて、経営の更なる改善、効率化を図るべき。
- 特に、予定利率（基本部分5.5%、加算部分4.75%）が高い厚生年金基金については、経営にも大きな影響を与えていることから、国への代行返上及び給付水準の見直し等を早急に検討すべき。